

愛知県社会保険労務士会
知多支部規約

愛知県社会保険労務士会知多支部規約

(名 称)

第1条 当支部は、愛知県社会保険労務士会（以下「本会」という。）知多支部（以下「支部」という。）と称する。

(事務所)

第2条 支部の事務所は、当分の間支部長の事務所（自宅）内に置く。

(区 域)

第3条 支部の区域は、別表のとおりとする。

(目 的)

第4条 支部は、愛知県社会保険労務士会会則（以下「会則」という。）第3条の目的を遂行するため、支部会員の業務の進展向上と会員相互の研鑽を図る。

(事 業)

第5条 支部は、前条の目的を達成するため次の行事を行う。

1. 本会の会務に関する事項の連絡並びに伝達に関すること
2. 労働及び社会保険諸法令に関する研修会等の開催
3. 労働及び社会保険に関する調査、研究
4. 会員の親睦並びに福祉に関すること
5. その他事業目的を達成するために必要な事項

(会員の資格)

第6条 支部会員は、支部区域内に事務所又は勤務先若しくは住所を有する本会の会員とする。

(役 員)

第7条 支部に、次の役員を置く

- | | |
|----------|-------|
| 1. 支 部 長 | 1 人 |
| 2. 副支部長 | 5 人以内 |
| 3. 幹 事 | 若干人 |
| 4. 会計幹事 | 2 人以内 |
| 5. 支部監事 | 2 人 |
| 6. 顧 問 | 若干人 |

(役員を選任)

第8条 幹事及び支部監事は、個人会員のうちから支部会で選任し、支部長、副支部長及び会計幹事は、幹事会で幹事が互選する。

- ② 顧問は、支部長経験者の中より幹事会の推薦により支部長が委嘱する。
- ③ 支部監事は、支部の他の役員を兼ねることはできない。
- ④ 幹事及び支部監事の任期途中の退任による補充選任に限り、幹事会の決議により選任する。
- ⑤ 本会の理事及び監事の任期途中の退任による補充選任に限り、幹事会の決議により選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、会則第18条を準用する。

(役員職務)

第10条 支部長は、支部を代表し、支部の業務を統括し幹事会の議長となり、次の事項について、本会の連絡調整にあたるものとする。

1. 部員、委員、相談員の推薦
 2. 会費の減免に関する事項
 3. 慶弔に関する事項
 4. 名札の掲示、その他各種表示に関する事項
 5. その他会長が必要と認めた事項
- ② 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは予め支部長が定めた順位によりその職務を代行する。
- ③ 幹事は、支部事業の運営にあたるとともに、それぞれ所轄する官署とその管内会員との連絡の職務を行う。
- ④ 会計幹事は、支部会計の職務を行う。
- ⑤ 支部監事は、支部の会計を監査し、支部会に報告するほか幹事会に出席して、その職務に関し意見を述べることができる。

(費用の弁償)

第11条 役員は、支部会の定めるところにより費用の弁償を受けることができる。

(会議)

第12条 支部の会議は、支部会及び幹事会の2種とする。

(支部会)

第13条 通常支部会は、毎年事業年度及び会計年度終了後1か月以内に開催する。

- ② 臨時支部会は、次の場合に開催する。
1. 支部長が必要と認めたとき
 2. 幹事の過半数が必要と認めたとき
 3. 個人会員の過半数から会議の目的事項を明示して請求があったとき
- ② 支部会は、幹事会でやむを得ないと認めた場合は書面で行うことができる。

(支部会の付議事項)

第14条 次の事項は、支部会の議決を経又は承認を得なければならない。

1. 事業報告に関する事項
2. 事業計画及び予算に関する事項
3. 本会の理事候補者及び監事候補者の推薦に関する事項。ただし、任期途中の退任による補充選任の場合は、幹事会の決議により推薦する。
4. 幹事及び支部監事の選任及び解任に関する事項。ただし、任期途中の退任による補充選任の場合は、幹事会の決議により選任する。
5. 代議員の選出（欠員補充の場合を除く）に関する事項
6. 支部規約の改正に関する事項

(幹事会)

第15条 幹事会は、支部長、副支部長、会計幹事及び幹事をもって構成し、支部会の付議事項及び支部運営に関する事項を審議する。

② 本会理事候補者及び幹事候補者の補充推薦並びに幹事、支部監事の補充選任及び代議員の補充選任は、幹事会の決議を経て行うことができる。

(会議の招集)

第16条 支部会及び幹事会は、支部長が招集する。

② 支部長は、支部会を開催するときは開催日の10日前までに日時、場所及び議案を個人会員に文書をもって通知するものとする。

(会議の定足数等)

第17条 支部会は、個人会員数の過半数をもって成立する。

② 支部会に出席できない個人会員は、予め通知された事項につき書面をもって表決をなし、又は他の個人会員に議決権の行使を委任することができる。

③ 会議の議事は、出席個人会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(財務)

第18条 支部の運営に要する費用は、本会からの交付金、負担金、寄付金、財産から生ずる収入、その他収入(支部会費は含まない)をもって支弁する。

② 支部長は、毎年事業年度終了後、事業報告書並びに収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表を作成しなければならない。

③ 支部長は、毎年度、事業計画案及び予算案を作成しなければならない。

(支部長会議への出席義務)

第19条 本会で支部長会議を招集したとき又は支部長を会議に招集したときは、支部長は当然出席する。ただし、支部長に事故があるときは副支部長がこれにあたる。

(支部の報告義務)

第20条 支部長は、次の事項を会長に報告しなければならない。

1. 支部規約の制定、変更に関する事項
2. 毎事業年度の予算及び事業計画に関する事項
3. 支部において実施した事業に関する事項
4. 支部役員を選任、辞任、解任に関する事項
5. 支部の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び証憑書に関する事項
6. 本会の理事候補者及び監事候補者の推薦に関する事項
7. 代議員の選出に関する事項
8. 会員が社会保険労務士法又は会則に違反したときの調査事項に関する事項
9. 支部細則第8条第1項各号に関する事項
10. 支部会、幹事会又は支部長が必要と認めた事項

(支部内規)

第21条 本規約にないもので業務運営上必要なものは、幹事会の議決を経て内規で定めることができる。

(規約の変更)

第22条 本規約の変更は、支部会の議決を得て本会会長に報告するものとする。

附 則 (昭和62年)

(施行期日)

1. 本規約は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. 本規約は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. 本規約は、平成8年4月13日から施行する。(支部幹事の選任方法の明確化)

附 則

(施行期日)

1. 本規約は、平成12年4月14日から施行する。(代議員制導入に伴う支部会の付議事項及び支部の報告義務の追加)

附 則

(施行期日)

1. 本規約は、平成15年4月1日から施行する。(法人会員の新設に伴う個人会員との区分、支部会開催時期の変更、財務諸表の整備)

附 則

(施行期日)

1. 本規約は、平成17年4月12日から施行する。(支部監事設置)

附 則

(施行期日)

1. 本規約は、平成20年4月1日から施行する。(内規施行)

附 則

(施行期日)

1. 本規約は、平成22年4月16日から施行する(幹事及び支部監事、本会理事及び監事の任期途中の補充選任方法、支部会開催期日、支部会の付議事項)

別表

知多支部の区域
半田市・常滑市・知多市・東海市・大府市・以上の5市
武豊町・美浜町・南知多町・東浦町・阿久比町以上知多郡の5町

附 則

(施行期日)

1. この準則は、令和4年1月19日から施行する。(代議員の欠員補充選任方法の追加、支部内規変更方法の変更)